

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機関名	京都大学		学長名	尾池 和夫	拠点番号	I 1 2
1. 申請分野	F<医学系> G<数学、物理学、地球科学> H<機械、土木、建築、その他工学> I<社会科学> J<学際、複合、新領域>					
2. 拠点のプログラム名称 (英訳名)	「21世紀型法秩序形成プログラム」 (Program for the Reconstruction of Legal Ordering in the Twenty First Century)					
研究分野及びキーワード	<研究分野: 法学>(公的秩序形成)(私的秩序形成)(グローバル化)(責任類型)(脱近代の法)					
3. 専攻等名	法学研究科法政理論専攻(公法専攻、基礎法学専攻、民刑事法専攻、政治学専攻の4専攻を改組し平成16年4月1日設置)・ 公共政策教育部公共政策専攻(法政理論専攻の一部を改組し平成18年4月1日設置)					
4. 事業推進担当者	計 37 名					
ふりがな<ローマ字>	氏名	所属部局(専攻等)・職名	現在の専門 学位	役割分担 (事業実施期間中の拠点形成計画における分担事項)		
(拠点リーダー) DISHI MAROTO	大石真(56)	公共政策連携研究部(公共政策専攻)教授	憲法・立法学 東北大学法学博士	全体総括・「法システム変容の実証的検討」B-1「国家アクター」担当		
TANAKA SHIGEKI EYAMA TAKASHI	田中成明(66) 寺田浩明(55)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	法理学 京都大学博士(法学) 東洋法史	A「法システム変容の理論的検討」担当リーダー(平成17年3月31日辞退) A「法システム変容の理論的検討」担当リーダー		
O TAKE HIROE KAMEMOTO HIROSHI	大塚秀夫(64) 亀本洋(50)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	政治過程論 東京大学法学博士 法理学	全体総括(拠点副リーダー) A「法システム変容の理論的検討」担当(平成19年3月31日辞退) A「法システム変容の理論的検討」担当		
YAMAMOTO KEIICHI HATTORI TAKAHIRO	山本敬二(47) 服部高宏(46)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	民法 京都大学博士(法学) 法哲学 ドイツ法	A「法システム変容の理論的検討」担当 A「法システム変容の理論的検討」担当(平成17年4月1日追加)		
YOSHIDA MIKA D O I MASAKAZU	横山美夏(45) 土井真一(41)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	民法 フランス法 憲法	A「法システム変容の理論的検討」担当(平成17年4月1日追加) A「法システム変容の理論的検討」担当		
MARUICHI MASARU SUGIYAMA TAKAHIRO	真淵勝(52) 杉原高嶺(67)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	行政学 京都大学博士(法学) 国際法 東北大学法学博士	全体総括(拠点副リーダー)「法システム変容の実証的検討」B-1「国家アクター」担当リーダー 法システム変容の実証的検討」B-1「国家アクター」担当(平成17年3月31日辞退)		
KAKIYAMA TAKASHI YOSHIDA MIKA	伊藤之雄(54) 秋月謙吾(45)	法学研究科(法政理論専攻)教授 公共政策連携研究部(公共政策専攻)教授	日本政治外交史 京都大学博士(文学) 行政学 地方自治	「法システム変容の実証的検討」B-1「国家アクター」担当(平成17年4月1日追加) 「法システム変容の実証的検討」B-1「国家アクター」担当(平成17年4月1日追加)		
MACHIMORI SATOSHI INABORI KIYOSHI	待鳥聡史(37) 稲森公嘉(33)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)准教授	政治学 A7加政治学京都大学博士(法学) 社会保障法	「法システム変容の実証的検討」B-1「国家アクター」担当(平成17年4月1日追加) 「法システム変容の実証的検討」B-1「国家アクター」担当(平成17年4月1日追加)		
MIYAMOTO SHIGEKI MURAKAMI YOSHINOBU	森本滋(62) 中森喜彦(63)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	商法 刑法	「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当リーダー 「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当(平成17年3月31日辞退)		
KANAMANA NOBORU MURAKAMI TAKASHI	木南敦(52) 川渕昇(49)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	英米法 京都大学博士(法学) 経済法	「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当 「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当		
OKAWURA TADAO KAWA KENICHIRO	村中孝史(50) 岡村忠生(50)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	労働法 税法	「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当 「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当		
SAITO KAZUO TAKAHASE TAKAO	前田雅弘(49) 齋藤真紀(33)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)准教授	商法 商法	「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当(平成17年4月1日追加) 「法システム変容の実証的検討」B-2「市場」担当(平成18年4月1日追加)		
YOSHIOKA KAZUO SATO NI YOSHIO	吉岡一男(62) 潮見佳男(49)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	刑事学 京都大学博士(法学) 民法 京都大学博士(法学)	「法システム変容の実証的検討」B-3「市民社会」担当(平成17年3月31日辞退) 「法システム変容の実証的検討」B-3「市民社会」担当リーダー		
YOSHINOBU KATSUHI HORI TOSHI	小野紀明(58) 山本克己(49)	公共政策連携研究部(公共政策専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	政治思想史 京都大学法学博士 民事訴訟法	「法システム変容の実証的検討」B-3「市民社会」担当 「法システム変容の実証的検討」B-3「市民社会」担当		
TAKAYANAGAKI NAOKO FURUKOSHI MOTOKI	毛利透(41) 高山佳奈子(39)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	憲法 京都大学博士(法学) 刑法	「法システム変容の実証的検討」B-3「市民社会」担当 「法システム変容の実証的検討」B-3「市民社会」担当		
YAMAGUCHI YOSHIOKI SHIMAZU YOSHINOBU	船越資晶(37) 位田隆一(60)	法学研究科(法政理論専攻)准教授 公共政策連携研究部(公共政策専攻)教授	社会学 京都大学博士(法学) 国際法 パリ第2大学修士(D.E.A)	「法システム変容の実証的検討」B-3「市民社会」担当(平成19年4月1日追加) 「法システム変容の実証的検討」B-4「国際関係」担当リーダー		
SANUKI YOSHIOKI SHIMAZU YOSHINOBU	櫻田嘉章(63) 新川敏光(51)	法学研究科(法政理論専攻)教授 公共政策連携研究部(公共政策専攻)教授	国際私法 政治過程論 トロント大学(Ph.D)	「法システム変容の実証的検討」B-4「国際関係」担当 「法システム変容の実証的検討」B-4「国際関係」担当(平成17年4月1日追加)		
ASADA MASAHIKO SUZUKI MOTOSHI	浅田正彦(50) 鈴木基史(48)	法学研究科(法政理論専攻)教授 法学研究科(法政理論専攻)教授	国際法 国際政治経済分析 物加7付州立大学博士(Ph.D)	「法システム変容の実証的検討」B-4「国際関係」担当(平成17年4月1日追加) 「法システム変容の実証的検討」B-4「国際関係」担当		
MIYANISHI HIROSHI	中西寛(45)	公共政策連携研究部(公共政策専攻)教授	国際政治学	「法システム変容の実証的検討」B-4「国際関係」担当(平成17年4月1日追加)		
5. 交付経費(単位:千円)千円未満は切り捨てる ():間接経費						
年度(平成)	15	16	17	18	19	合計
交付金額(千円)	64,000	120,200	118,200	107,600 (10,760)	103,200 (10,320)	513,200

6. 拠点形成の目的

目的の概要 法・政治システムの変容という点からみると、21世紀社会がもつ特徴の一つとして私的秩序形成と公的秩序形成の融合・交錯現象をあげることができる。本拠点の目的と特色は、こうした21世紀社会が法・政治システムにおける秩序形成にどのような変容をもたらすかを検討する点にある。

本拠点は、グローバル化・情報化などにより大きく変貌する21世紀社会の実相に法・政治システム面から迫ろうとするものであり、法学（法史学・法社会学などの基礎法学、国際法を含む法解釈学）と行政学を含む政治学とを結合し、脱近代型の社会・行政現象を対象として先端的研究分野を開拓しようとする、既存の学問領域に収まらない内容を有している。

法学・政治学の協働 これまで法律学、とくに法解釈学は細分化に著しく傾斜してきたが、現在では、法領域の交錯を反映して、法解釈学の各分野が相互に交流し、さらに法哲学・法社会学などとも交流を図り、狭い専門の枠を取り払う時期に来ている。今日では、憲法学が国会における政党間のダイナミズムに関する政治過程論の研究蓄積を、民法学・刑法学が生命倫理に関する政治哲学の議論を、法社会学が差別問題を扱う際に政治学の権力理論を取り入れるというように、政治学のこれまでの成果を法律学は積極的に吸収すべき段階に来ている。

他方、政治学も、戦後にアメリカの実証主義的政治学の影響を受け、法律学からの独立を指向してきたが、今や、法律学の成果を吸収し、一層の飛躍をなすべきときを迎えている。例えば、国民国家の動揺は、1980年代以降、「新国家論」の登場を生み、国家権力の本質をめぐる法哲学・国際法学などの研究成果を吸収することで「国家」概念を再構築することを求めており、また、家族や教育の場における社会権力の登場は、法社会学・民法・民事訴訟法などと共同して、「権力」概念を再構築するための研究を進めることを不可避としている。

学問的・社会的意義 このように法律学と政治学との再統合を図ることにはすぐれて現代的な意味がある。それは、学問的には、法・政治システムの変容を原理的・体系的に考察する理論的研究と国家・市場・市民社会・国際関係

の各局面における実証研究とを並行させ、細分化された法学・政治学の諸領域の総合化とともに、法学と政治学との再結合を図ろうとするところに、大きな意義がある。

また、それは、社会的には「自律的個人を基礎とする自由で公正な社会」の実現に向けて、21世紀に適合的な法・政治システムと秩序形成のあり方を探求し、組織化・制度化された形での政策提言機能を積極的に果たそうとする意図を有し、この点でも大きな意義がある。今日、法・政治文化や法実務・政治過程の実態と変容の方向を実証的に分析し、新たな法秩序の形成に向けて提言を行うことが急務である。本拠点の事業は、近年の制度改革などで重点的に取り上げられた国家的課題に直接関係している。

探求方法 その際、本拠点は、妥協の上に築かれがちな秩序形成に対し合理性・理念性を基礎としたルール作りが最終的に説得力をもつと主張し、グローバル化という名のアメリカ化に対し文化的・歴史的考察を基礎とした法の独自の規範性や東アジア的秩序形成の特色を探求すべきことを説く。この課題を内外の研究者の協力を得て達成することは、世界的な重要性と十分な発展性を有する。

本拠点は、実定法・国家権力の検討を軸とする学問から、国家と市場の相互作用・市民社会の自律性・国境を越えた市民の活動などを通じて形成される秩序・規範の生成と発展に対する考察に力点をおく学問上の変化の中で、従来のアプローチとは異なる分析概念・手法の開発、法学と政治学との協働の再認識、基礎法学と法解釈学との結合の模索といった新たな試みを推進する。

教育的意義 教育面では、法・行政の専門知識の獲得にとどまらず、設備備品の充実を図り、内外の第一級の研究者・実務家との交流の機会を多く設け、必要な研究費・旅費等を支給することなどにより、社会的問題を哲学的・歴史的・マクロ的に、かつグローバルに考える人材を養成することを目的とする。

また、こうした研究を基礎とした啓蒙的なアウト・リーチ活動により新たな諸問題に市民・自治体や中央政府などがどのように対処すべきかを教育し又は提言することなどを通じて、積極的に社会的貢献を行う。

7. 研究実施計画

研究チームの編成 本研究は、法システムの変容を多角的に分析していくが、研究チームの編成の上からは、大きく理論的な検討と実証的検討との二つに大別し、実証的検討を、国家アクター、市場、市民社会、国際関係の4つに分ける（平成17年度以降）。

その編成に際しては、学際性を高めるため、共通する関心をもちつつも異なる学問的背景をもつ研究者をできるだけ同一グループ内に配置するよう配慮する。また、拠点リーダーに法学研究者、副リーダーに政治学研究者を配置し、両者の緊密な協力と強いリーダーシップの下に法律学と政治学の結合を促進する。

その際、研究の理論的枠組みとしては、法システムの変容を原理的に検討するためのキーワードとして、いわば上からの「公的秩序形成」及び市民や経済主体たる企業による自生的規範たる下からの「私的秩序形成」という概念を念頭に置く。

理論的研究グループ 理論的研究班(A)は、権利自由を保護・支援しつつ、公共的価値の維持とその動的展開を可能にするための枠組みの形成という視点から、公法・私法を再編し、新たな法秩序のあり方を規定するモデル形成の試み（法秩序形成の実定法理論的研究）、権利自由の保護・支援と公共的価値の維持・展開の確保は、互いに交錯し、時に深刻な対立をもたらすという問題をとらえるスキームをリベラリズムと共同体主義の対立とその後の展開を視野に入れつつ明らかにし、西欧法・中国法・日本法の相互関係を横軸、各々の歴史的展開を縦軸とした法秩序形成メカニズムのモデル形成の試み（法秩序形成の法哲学的・思想的・歴史的・比較法的研究）、世紀転換期における法学が、個別法領域を超えて相互に影響し合いながら遂げているパラダイム転換の背景となった政治・経済・社会の変動を探求し、それが法令改正や判例の変化にどう反映しているかの検討（法秩序形成の政治学的研究）等を行う。

実証的研究グループ 実証的研究班(B)では、国家アクター(B1)班は、国内法の形成者・執行者である政府の担い手である政策エリートが影響を受ける世論と有権者レベルの法・規

範意識の変容、立法過程・憲法史等の分析をふまえた各種法政策の検討と憲法附属法を含む立法政策のあり方の探求を課題とする。

市場(B2)班は、グローバル化・規制緩和・社会的責任に伴う諸問題、具体的には、企業形態の内容の差異とコンバージェンス及び企業形態間の競争の国際比較、市場制度と企業制度における投資者、消費者と労働者の位置づけの諸相の探究、企業活動における弁護士や公認会計士など免許制の専門家が果たす役割の解明等を課題とする。

市民社会(B3)班は、少年・高齢者問題を素材とする個人の自律の支援・再生に向けた個人・社会・国家の役割の研究、取引関係の高度化に伴う企業責任、環境・消費者問題、専門家の責任等新たな責任類型の探究、法令整備による市民社会の対処、弁護士など法律専門家の役割、司法制度のあり方の研究等を行う。

国際関係(B4)班は、国内秩序と国際秩序の交錯と止揚とアジア的秩序間を含めた新たな普遍的法秩序の形成、持続的発展を基盤とするグローバル・ガバナンスの探究、国境を越えた人・物の移動や科学技術の進展等の新しい現象に対応する普遍規範秩序の模索を課題とする。

実施方法 主要なものとして、原則として理論班の研究会には実証班が参加するようにし、理論研究と実証研究との連携を図る、班の境界を越えたワークショップや大学院生等を対象とした共同のゼミナールを開講する、外国の研究者・実務家との共同研究、在外研究・外国調査などを実施するとともに、内外の研究者・実務家と定期的にシンポジウムを行う、理論的検討及び実証的検討の研究課題に即して必要な研究員・研究支援者を採用するとともに、設備備品の購入や研究補助者の雇用等により拠点形成のための支援体制を整える、21世紀法・政治システムに生じた方向と変動について全体会議を積み重ねて明らかにする、研究動向や研究成果をニューズレター・英文ジャーナル・研究叢書の刊行などを通して公表するとともに、市民講座の開催などにより社会への還元を行う、といった諸点が挙げられる。

8. 教育実施計画

人材育成の目標 上記のように、多面的な研究活動を精力的に行っていくなかで、単なる法・行政・政治の専門知識の獲得にとどまらず、設備備品の充実を図ることはもとより、各種のシンポジウムや研究会の開催など、内外の第一級の研究者・実務家との交流の機会を数多く設けるとともに、研究の遂行に必要な研究費・旅費等を支給することなどによって、社会的問題を哲学的・歴史的・マクロ的に、かつグローバルに考える優秀な若手研究者を養成することを目標とする。

そのために、博士後期課程に在籍する学生による博士号の取得を助成し、支援する環境を十分に整備するとともに、博士号取得者を始めとする若手の研究者が次代を担う気鋭の独立した研究者として助走することを積極的に支援する。

具体的な人材育成方策 具体的には、以下のような各種のプログラムを主として実施する。

(1) 設備備品の充実

博士課程学生が研究上必要とする図書及び雑誌(オンライン・ジャーナルを含む)を購入するとともに、オンライン・データベースを購読する。

(2) 外国語能力の向上プログラム

外国語で表現する力と対話する力を中心に、研究をすすめる、発表を行うために不足のない外国語能力を習得させる。そのため、ワークショップ以外に、国外から本拠点に受け入れる研究者と交流する場を設けるとともに、法学研究科とも協議して外国人教員を採用する。

これによって、日常的に外国語に接する機会を十分に提供し、自発的研究に必要な外国語能力を向上させることができる。

(3) ワークショップの開催

国内外から研究の第一線で活躍している研究者を本拠点に招いて、定期的にワークショップを開催する。博士後期課程学生は、これに積極的に参加することによって、そこで研究発表を行うとともに、これに対するコメントを受けたり、他の研究者の研究発表に対するコメントを行ったりすることで、第一線の研究者と交流する貴重な機会を得ることができる。

(4) 旅費・滞在費の支給

アーカイブ又はフィールドにおける調査のため、また、国内外の研究集会での研究成果の発表のために、国内旅費・外国旅費・滞在費などを支給する。

さらに、国際的な研究集会における研究成果の発表のために必要な外国語論文のコピー・エディティングも、積極的に支援する。

(5) フェローシップ・プログラム

フェローシップは、博士号取得者が、次代を担う独り立ちした研究者として助走することを支援するものであり、博士号取得者又はこれと同等の資格をもつ者をフェロー(COE研究員)として1年任期で採用する(更新可能)。

このフェローは、研究プロジェクトに共同研究者として参加するほか、本拠点の課題群に含まれる研究プロジェクトを単独で探求する。さらにフェローは、博士後期課程などの大学院学生のトレーニングにも携わり、研究者・教育者として職を得るまでの期間のファカルティ・ディベロップメントとしても機能することを期待される。

(6) 博士後期課程在籍者への支援・補助

博士後期課程に在籍する学生をリサーチアシスタント(RA)として採用したり、全学的指針をもって設けられた若手研究者のための自主的研究活動経費を有効に活用したりすることを通して、博士後期課程学生による早期の学位取得方策に向けた改善策を検討し、実施する。

(7) 研究成果報告会の開催

本プログラムにより採用したフェロー(COE研究員)や自主的研究活動経費を受給する若手研究者(若手研究者)等を一堂に会して、各班のリーダーや指導教員等が加わった研究成果発表会を定期的に設ける。

こうした報告会を活かし、質疑応答の時間も設けることにより、独立した研究者としての方向性を示す機会にすると同時に、プレゼンテーション能力の向上や発表方法等の改善に役立てる。そうした研究成果報告会は、若手研究者の最先端の問題意識を共有する場としても機能することが期待される。

9. 研究教育拠点形成活動実績

目的の達成状況

1) 世界最高水準の研究教育拠点形成計画全体の目的達成度

研究実施計画 研究チームの編成につき、実証的研究グループは、国家アクター・市場・市民社会の3班から、平成17年度以降、国家アクター・市場・市民社会・国際関係の4班に分けたことで、より円滑な研究体制を確保した。

公的秩序形成と私的秩序形成の交錯という観点を軸として、多くの国際シンポジウム・フォーラムを開催し、研究会を組織化する形で、理論的研究グループ・実証的研究グループ各班ともに、各々の主要課題に取り組んできた。そして最終年度には、COE研究員・若手研究者・RA等も参加する形で、各グループ・班ごとに総合的シンポジウムを開くとともに、全体の総合的シンポジウムを開催して、これまでの研究活動の総括と今後の展望について討論した(平成20年3月6日)。

教育実施計画 設備備品の充実、外国語能力向上プログラム、シンポジウム等の開催、旅費・滞在費の支給、フェローシップ・プログラム(COE研究員の雇用)、博士後期課程学生への支援・補助(自主的研究活動経費の補助、RAの採用)、研究成果報告会の開催といった上記の方策をほぼ実施したほか、法学研究科としても組織的に学位取得推進策を検討し、その制度化を図った(後記参照)。

こうした各種の取組みを通して、学位取得を促進し、独立した研究者として歩むための訓練を積ませるとともに、他大学出身者を含む優秀な若手研究者を育成することができた(後記「就職状況と成果公表」欄参照)。とくにCOE研究員として外国人研究者を含む他大学出身者も採用したことは、従来の法学研究科と異なる方法を採用したもので、人材の流動性に貢献したし、旅費・滞在費の支給や全学的指針に基づく若手研究者自主的研究活動経費の補助などは、これまでになかった積極的支援措置として、博士後期課程学生から高い評価を得た。

外部評価 平成19年11月30日に外部評価委員会による評価を受けた(外部評価委員会評価報告書参照)。そこでの評価は中間評価を受けた時の指摘とほぼ同じで、概ね、各種研究会・

国際シンポジウム等を含めて活発な研究活動が展開されていることへの積極的評価を得る一方で、包括的テーマ型の典型であるため、総合に向けた動きをどこまで有効になしうるかが課題であるとの意見が出された。これには、年度末にかけて各班及び全体の総括会合を催して総合を図る旨を説明し、理解を得た。

また、政策提言機能という点につき、学問的営為との関係も問われ、これにも、狭い意味での政策提言に限ることなく、各種施策の立法上の問題点を洗い出し、その解決への道筋を示すことを企図することを説明し、理解を得た。

これらの点からみて、本プログラムの所期目的は概ね達成したものと判断しうる。

2) 人材育成面での成果と拠点形成への寄与

研究環境の向上 内外の文献の充実など研究環境の向上はもとより、内外の第一線の研究者・実務家を招聘しての各種の研究会・シンポジウム等を開催することにより、大学院生に大きな学問的刺激を与え、実務的な関心を喚起することができた。

学位取得推進策 学位の早期取得推進方策として、本研究科において学位申請予備審査制度を設けた。これは、論文執筆の途中の時期に予備審査を設け、その段階から教員が集団で学生の研究を評価・指導する体制を整え、論文完成までの困難を軽減するとともに、その質の向上を図るものである。この制度により、平成19年度末には従来の実績を大きく上回る8人が博士学位を授与され、研究指導において非常に大きな成果を挙げることができた(なお、平成20年5月にも予備審査に6人合格している)。

就職状況と成果公表 5年間でCOE研究員として雇用した研究者(他大学出身者を含む)は延べ18人、自主的研究活動経費を受給した若手研究者は延べ33人、リサーチ・アシスタント(RA)として採用した博士後期課程学生は延べ25人になる。このうち、本研究科又は他の大学・研究機関に奉職するに至った者は、合計31人に上る。また、COE研究員・若手研究者の経験者のうち6人が単独の研究書を公刊した。

これらの諸点からみて、優秀な人材の育成及び研究拠点の形成において所期の成果を挙げることができたと判断しうる。

3)研究活動面での新たな分野の創成や、学術的知見等

理論的研究 現代的な法システム全体の文明史的な位置づけにつき、社会的ルールの客観化・実定化というプロセスを確認する一方で、これとは異なる法の制度化がありうる(例、中国)との仮説を立てるに至った。また、公的秩序形成と私的秩序形成の相互作用につき、独自の私法体制が成立する可能性があること、「秩序思考と権利思考」という分析枠組みが公序良俗論と不法行為法論を整理し、発展させる上で有意義であることを指摘した。

現代的課題としては、高齢社会の法的課題への取り組み方や脱工業化社会における法秩序のあり方につき、日澳比較の観点から異同を明らかにし、看護・看護職をめぐる状況と看護法制、近代国家的な枠組みの女性の人権侵害への加担等の諸問題を指摘した。

国法と官僚 わが国の近代化と憲法体制をとくに日韓比較の中で再検討し、東アジアの国政秩序の形成過程と日韓双方の憲法改正論議を展望できた。立法の法制実務家との共同研究により、複雑な政治過程の動きを含めて、現に立法過程にある諸法案と与野党の対立軸についても理解を得た。

官僚の意識調査によりその役割意識が益々縮小後退している点を確認するとともに、1990年代政策過程の事例研究を通じて、単独の省庁だけで処理しうる問題が減少し、対外政策の分野において内閣総理大臣が明白な指導力を、国内政策においても「暗黙の指導力」を各々発揮しており、政党の党派性だけでは処理できないため政治家個人の判断に任せられる問題が増加したことが判明した。

市場の秩序形成 会社法の制定により企業組織形態の選択肢が拡大され、私的秩序形成の余地とともに、その選択における考慮事項も広がったが、これは専門家の役割を一層重要にすること、課税の軽重が選択判断を左右すると理解されていることが判明した。また、企業法における規制緩和の問題点が徐々に顕在化し、とりわけファンド資本主義に対する法規制の脆弱性が問題視され、衡平や公正さを基礎とする解釈論的な基礎付けの重要性を明らかにした。

多様化する企業結合実務に対応するため、会社法・独禁法・税法その他の企業関連法制の有機的連携の方向性を明らかにし、税法に関しては、組織再編税制の適格要件やファンド等の事業体課税につき、法人課税の原則論から見直すべき諸点を示した。

市民社会と責任 市民の責任意識に関する日米仏3カ国にわたる実態調査と、裁判員制度・アスベスト問題・少年犯罪問題等に対する社会学的実証分析と法理論との連関をテーマとした共同研究を通じて、現代の責任観念のゆらぎを明らかにするとともに、現代市民社会における責任観念を踏まえた責任法理の理論化・体系化へのプロセスを示した。

国際秩序とアジア グローバルな秩序構築の中でアジアの地域秩序も変動しつつあり、EUを含めた幅広い視点から国際法制度や政治的環境について議論を重ねる意義を見出した。グローバルな秩序形成という点では、とりわけアジアにおいてサブリージョナル・リージョナル・グローバルと階層的秩序形成への方向が顕著であることを確認した。

国内と国際の枠が流動的になり、企業活動や科学技術など国境を越えた活動が進展することで、国家以外の様々なアクターを国際的な秩序形成の場に導くことを再認識した。

まとめ 以上のように、秩序形成のあり方、公的秩序形成と私的秩序形成の相互作用への関心が著しく高まった。とくに規制緩和の見直しという問題意識から、「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成」という重要課題が浮上し、学術創成研究プロジェクト(平成19年度~23年度)の採用へと繋がった。

4)事業推進担当者相互の有機的連携

既存の研究会との連携や各種シンポジウム・ワークショップの開催を含めて、多様な研究会が組織化され、法学と政治学、実定法・基礎法学といった専門分野を越えた研究者が参加することで、有機的連携への機運が高まり、課題と問題関心の共有が図られた。

とくに中間総括シンポジウム(平成17年11月22日)及び最終年度の各班ごと及び全体的総括シンポジウム(前記参照)の開催は、共同研究の必要性を再認識させる契機となった。

5) 国際競争力ある大学づくりへの貢献度

多くの国際シンポジウム等を通して外国の大学・研究機関等との交流や学術交流協定の締結に向けた取組みが活性化し、研究会・フォーラム等を通して内外の研究者・実務家等との組織的連携も進んで、多くの研究成果の公表とともに、国際的知名度の向上に貢献した。

また、COE研究員・若手研究者として採用し外国人研究者が内外の大学・研究機関に就職したことにより、本研究科を軸とした広いネットワークが形成されたことの意義も大きい。

6) 国内外に向けた情報発信

情報発信の諸方策 四半期ごとのニューズレターの刊行（20号まで）やウェブサイトの開設などにより、研究成果・研究会概要や研究会・シンポジウム等の予定を広報し、関係機関や研究者に対し拠点形成の最新状況について周知を図った。また、研究活動、拠点形成状況、COE研究員・若手研究者・RAの研究成果の概要等を記載した『年次報告書』を作成し、関係機関や研究者に配布した（5号まで）。法学研究科ホームページにも本プログラムへのリンクがあり、情報発信に貢献した。

オケージョナル・ペーパーの発行（34号まで）、社会還元の一環としての連続市民公開講座（計12回）の定期的開催等を通じて、本拠点の研究成果や研究拠点形成状況を一般に伝え、アンケートを参考に総括市民講座を「法と政治 その課題と未来」というテーマで発表・討論を行った（平成20年2月23日）。

英文ジャーナルの刊行 とくに国外への情報発信と研究成果の発表のために、英文ジャーナル（Kyoto Journal of Law and Politics）を年2回刊行し（通巻7号まで）、海外の大学・研究所などに送るとともに（米独韓を中心に85機関）、事業推進担当が外国で報告する際の参考資料としても活用した。

7) 拠点形成費等補助金の使途について（拠点形成のため効果的に使用されたか）

研究ネットワークの確立 各種の国際シンポジウムを計画的に実施することにより、外国研究者との密接な連携を図るとともに、学術交流協定の締結への途を開いた。また、実証的研

究に不可欠な本格的な実態調査を法学・政治学の両面で行い（法意識調査と政策エリート調査）、理論的再構築の足場を固めた。

優秀な人材の育成 国内外の第一線で活躍する研究者・実務家等を招聘して各種の研究会・シンポジウム等を開催し、博士後期課程学生に対しても知的な刺激を与え、最先端の息吹きを伝えた。また、博士学位取得者又は取得見込者を、学外にも公募して選考のうえCOE研究員として雇用し、人材の流動性を高めるとともに、独立した研究者として育成した。COE研究員2名には、外国の研究機関での研究活動に対する支援も行った（オーストラリア、ドイツ）。さらに、優秀な博士後期課程学生を自主的研究活動経費の支給対象となる若手研究者として選び、積極的に支援した。

以上の諸点は、これまでの一般校費や個別的・散発的補助では実現困難であったもので、拠点形成費等補助金を効果的に使用できた。

今後の展望

上記のように、規制緩和の見直しという問題関心から共同研究「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成」のため学術創成研究費（平成19年度～23年度）を得たが、こうした人材育成を伴う研究教育活動をより活発化するための大型プロジェクトを構想する。

また、法実践を通じた法理論の社会へのフィードバックにより政治・社会の発展に寄与するように、法科大学院発足後の博士後期課程教育の再編を図るための大学院教育改革プログラムを策定する（現在、申請中）。

理論と実務の架橋及び政策提言機能の充実のために、公共政策大学院との連携を緊密にするプロジェクトを策定する。

その他（世界的な研究教育拠点の形成が学内外に与えた影響度）

法学研究科では、マックスプランク外国私法・国際私法研究所（独）やウィーン大学（奥）等の大学・研究機関等との研究面の連携が進んでいる。また、連携部局である公共政策大学院においても、世宗研究所（韓）等との定期的な研修交流が実現するなど、拠点形成の対外的効果は確実に表れている。

21世紀COEプログラム 平成15年度採択拠点事業結果報告書

機 関 名	京 都 大 学	拠点番号	I 1 2
拠点のプログラム名称	「21世紀型法秩序形成プログラム」		
<p>1. 研究活動実績</p> <p>この拠点形成計画に関連した主な発表論文名・著書名【公表】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進担当者（拠点リーダーを含む）が事業実施期間中に既に発表したこの拠点形成計画に関連した主な論文等〔著書、公刊論文、学術雑誌、その他当該プログラムにおいて公刊したもの〕 ・本拠点形成計画の成果で、ディスカッション・ペーパー、Web等の形式で公開されているものなど速報性のあるもの著者名（全員）、論文名、著書名、学会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年（西暦）の順に記入 <p>波下線（_____）：拠点からコピーが提出されている論文 下線（_____）：拠点を形成する専攻等に所属し、拠点の研究活動に参加している博士課程後期学生</p> </div> <p>秋月謙吾「民主主義体制における敗政調整制度と政府間関係」持田信樹編『地方分権と財政調整制度——改革の国際的潮流』東京大学出版会、25-45頁、2006年</p> <p>秋月謙吾「日本における地方自治と地方行政」服部民夫・張達重編『日韓政治社会の比較分析』慶応義塾大学出版会、141-165頁、2006年</p> <p>浅田正彦「リギタン島とシパダン島の主権に関する事件（インドネシア/マレーシア）——フィリピンによる訴訟参加の申請」国際法外交雑誌 104巻2号 80-107頁、2005年</p> <p>ASADA Masahiko “The Challenge Inspection System of the Chemical Weapons Convention: Problems and Prospects”, in: Ramesh Thakur and Ere Haru (eds.), Chemical Weapons Convention: Implementation, Challenges and Opportunities, pp.75-100, U N University Press, 2006</p> <p>伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』名古屋大学出版会、2005年</p> <p>伊藤之雄『明治天皇』ミネルヴァ書房、2006年</p> <p>伊藤之雄「日露戦後の都市改造事業の展開」法学論叢 160巻5-6号 119-183頁、2007年</p> <p>伊藤之雄『20世紀と東アジアの形成』（共編著）ミネルヴァ書房、2007年</p> <p>伊藤之雄『元老西園寺公望』文芸春秋社、2007年</p> <p>稲森公嘉「介護保険制度見直しの方向」ジュリスト 1282号 83-90頁、2005年</p> <p>稲森公嘉「医療保障法と自立——リハビリテーションの給付を中心に」社会保障法 22号 54-68頁、2007年</p> <p>稲森公嘉「福祉のまちづくり」芝池義一・見上崇洋・曾和俊文編『まちづくり・環境行政の法的課題』日本評論社、138-153頁、2007年</p> <p>大石 眞『日本憲法史（第2版）』有斐閣、2005年</p> <p>大石 眞「内閣法制局の国政秩序形成機能」公共政策研究 6号 7-16頁、2006年</p> <p>大石 眞『憲法講義 II』有斐閣、2007年</p> <p>大石 眞「日本国憲法と集団的自衛権」ジュリスト 1343号 37-46頁、2007年</p> <p>大石 眞『憲法秩序への展望』有斐閣、2008年</p> <p>位田隆一「国際法と生命倫理——国際生命倫理法の構築に向けて」法学論叢 156巻3-4号 65-96頁、2005年</p> <p>位田隆一「『ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方』について」生命倫理 14巻1号 28-36頁、2004年</p> <p>IDA Ryuichi “Portée et objectifs de la Déclaration : Harmonie universelle et diversité de valeurs”, Bioéthique et droit international : Autour de la Déclaration universelle sur la bioéthique et les droits de l’homme (LexisNexis/Litec), pp. 23-27, 2007</p> <p>大嶽秀夫「60年安保闘争における同盟と対立——新左翼の闘争と新左翼の側から見た共産党、総評・社会党、知識人・市民運動」法学論叢 154巻4-6号 1-42頁、2004年</p> <p>大嶽秀夫「日本における前期新左翼運動の遺産——共産主義者同盟（ブント）を中心として」法学論叢 158巻5-6号 1-28頁、2006年</p> <p>大嶽秀夫『小泉純一郎 ポピュリズムの研究』東洋経済新報社、2006年</p> <p>大嶽秀夫『新左翼の遺産 ニューレフトからポストモダンへ』東京大学出版会、2007年</p> <p>岡村忠生「法人課税の意味」『新しい法人税法』有斐閣、1-59頁、2007年</p> <p>岡村忠生「国外移転に対する実現アプローチと管轄アプローチ」（岩谷博紀と共著）岡村忠生編『新しい法人税法』有斐閣、285-312頁、2007年</p> <p>OKAMURA Tadao “What do we mean by corporate taxation?”, Kyoto Journal of Law and Politics No.3-2, pp.31-59, 2007</p> <p>小野紀明『政治理論の現在——思想史と理論のあいだ』世界思想社、240頁、2005年</p> <p>小野紀明「帰責すべきは誰か——フーコーの存在論的権力概念」棚瀬孝雄編『市民社会と責任』有斐閣、41-62頁、2007年</p> <p>小野紀明「ハイデガーは決断主義者か」法学論叢 160巻5・6号 1-51頁、2007年</p> <p>亀本 洋「格差原理は互恵性の観念を含むのか」田中成明編『現代法の展望』有斐閣、333-367頁、2004年</p> <p>亀本 洋「格差原理にかなった分配ルールはどのようにして作成されるのか」法学論叢 156巻5-6号 271-281頁、2005年</p> <p>亀本 洋『法的思考』有斐閣、2006年</p> <p>亀本 洋「法定重み——広中俊雄教授の民法解釈方法論覚書」林信夫・佐藤岩夫編『法の生成と民法の体系』創文社、575-609頁、2006年</p> <p>亀本 洋「一般条項について」法学論叢 160巻3-4号 114-133頁、2007年</p> <p>川濱 昇「取引の自由と契約の自由」田中成明編『現代法の展望』有斐閣、57-103頁、2004年</p> <p>川濱 昇「不可欠設備にかかる独占・寡占規制について」ジュリスト 1270号 59-64頁、2004年</p> <p>木南 敦「虚偽請求法とキー・タム規定に基づく訴訟」法学論叢 154巻4-6号 99-130頁、2004年</p> <p>木南 敦「アメリカ法における受託者の忠実義務違反の判定方法に関する一考察」法学論叢 160巻3-4号 114-133頁、2007年</p> <p>木南 敦「アメリカの代表民主政と裁判官選挙」紀平英作編『アメリカ民主主義の過去と現在』ミネルヴァ書房、99-126頁、2008年</p> <p>SAITO Maki “Squeeze-out Regelungen in Deutschland und in Japan – Ein Beispiel für Rechtsangleichung durch Gesetzgebung?”, in Rechtsangleichung: Grundlagen, Methoden und Inhalte -Deutsch-Japanische Perspektiven, Hrsg. v. Riesenhuber, Karl / Takayama, Kanako (DE GRUYTER RECHT) SS.173-185, 2006</p> <p>櫻田嘉章『国際私法判例百選』有斐閣、2004年</p> <p>櫻田嘉章『ロースクール国際私法・国際民事手続法』（櫻田嘉章・道垣内正人編）有斐閣、402頁、2005年</p> <p>潮見佳男「ドイツにおける請求即払保証・損害担保の法理」法学論叢 154巻4-6号 207-235頁、2004年</p> <p>潮見佳男『契約法理の現代化』有斐閣、510頁、2004年</p> <p>潮見佳男「適合性原則違反の投資勧誘と損害賠償」新堂幸司・内田貴編『継続的契約と商事法務』商事法務、165-188頁、2006年</p> <p>潮見佳男「『化学物質過敏症』と民事過失論」棚瀬孝雄編『市民社会と責任』有斐閣、169-211頁、2007年</p> <p>Giuliano Bonoli and Toshimitsu Shinkawa(eds.) “Ageing and Pension Reform around the World : Evidence from Eleven Countries”, Edward Elgar, 2005</p>			

- 新川敏光「不平等と政治的動員戦略」日本政治学会 2006 年第 1 号年報 65-93 頁
- 杉原高嶺『現代国際法講義（第 3 版）』有斐閣、第 1 章・第 5 章 1-7・第 14 章 5-6、2003 年
- 鈴木基史「国際協定遵守問題のゲーム論的分析——多元化した国際システムの軍備管理協定の事例」今井晴雄・岡田章編著『ゲーム理論の応用』勁草書房、241-266 頁、2005 年
- SUZUKI Motoshi “Determinants of Multiparty Competition under Japan's Parallel Electoral System”, Kyoto Journal of Law and Politics, Vol.1-2, pp.33-48, 2005
- 高山佳奈子「プライバシーの刑罰的保護」法学論叢 160 巻 3-4 号 196-215 頁、2007 年
- 高山佳奈子「『国民感覚』と刑事責任」棚瀬孝雄編『市民社会と責任』有斐閣、85-110 頁、2007 年
- 高山佳奈子「国際的一事不再理」『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集 下巻』成文堂、591-614 頁、2007 年
- TAKAYAMA Kanako “Beginning and Dignity of Human Beings in Criminal Law”, Sungkyunkwan Journal of Science & Technology Law, Vol. 1 No. 1, pp. 33-40, 2007
- TAKAYAMA Kanako “Introduction of European Elements in the Antitrust Criminal Law in Japan”, in: Michal Tomasek (ed.), European Law and National Criminal Legislation, Faculty of Law Edition Center, Prague . pp.202-208, 2007
- 高山佳奈子「社会的連帯と個人主義——フランス法意識調査に見る責任観念」ジュリスト 1341 号 137-146 頁、2007 年
- 田中成明「法科大学院時代の法学教育」ジュリスト 1262 号 110-122 頁、2004 年
- 田中成明「生命倫理への法的関与のあり方について」田中成明編『現代法の展望』有斐閣、131-175 頁、2004 年
- 棚瀬孝雄「共同体論と法の近代化」法学論叢 156 巻 5-6 号 68-85 頁、2005 年
- 棚瀬孝雄「日本人の権利観・刑罰意識と自由主義的法秩序」法学論叢 157 巻 4 号 1-32 頁；5 号 1-35 頁、2005 年
- 棚瀬孝雄「アスペクト被害補償システムの設計——国際比較から」NBL 826 号 20-27 頁、2006 年
- 棚瀬孝雄「序章 市民社会と法化社会」棚瀬孝雄編『市民社会の生成と法の役割』ミネルヴァ書房、1-28 頁、2007 年
- 棚瀬孝雄「責任観念のゆらぎ——現代における暴力の発見と責任追及」棚瀬孝雄編『市民社会と責任』有斐閣、3-39 頁、2007 年
- 寺田浩明「合意と契約——中国近世における「契約」を手掛かりに」三浦徹・関本照夫・岸本美緒編『比較史のアジア——所有契約・市場・公正（イスラーム地域研究叢書）』東京大学出版会、89-112 頁、2004 年
- TERADA Hiroaki “Beyond the Folk Law Theories? Legal Reform of Modern China”, Kyoto Journal of Law and Politics, Vol.1, pp.65-78, 2004
- 寺田浩明「關於清代聽訟制度所見“自相矛盾”現象的理解——对黄宗智教授的“表達与实践”理論的批判」『私法』（北京大学出版社）4 輯 2 卷 431-461 頁、2004 年
- 寺田浩明「清代刑事裁判における律例の役割・再考——実定法の『非ルールの』なあり方について」大島立子編『宋—清代の法と地域社会』財団法人東洋文庫、263-307 頁、2006 年
- 寺田浩明「非ルールのな法」というコンセプト——清代中国法を素材にして」法学論叢 160 巻 3-4 号 51-91 頁、2007 年
- 土井真一「憲法判例と憲法学説」公法研究 66 号 130-138 頁、2004 年
- DOI Masakazu “Determinants of Multiparty Competition under Japan's Parallel Electoral System”, Kyoto Journal of Law and Politics, Vol.1-2, pp.33-48, 2005
- DOI Masakazu “Rule of Law and the Constitution of Japan”, Kyoto Journal of Law and Politics 1-2, pp.49-62, 2005
- 土井真一「『法の支配』論の射程——司法制度改革と法の支配」民商法雑誌 134 巻 1 号 1-31 頁、2006 年
- 土井真一「日本国憲法と国民の司法参加」土井真一責任編集『講座 憲法 4 変容する統治システム』岩波書店、235-286 頁、2007 年
- HATTORI Takahiro “Zum heutigen und zukünftigen Bild der Arbeit in Japan”, in: Wolfgang Mazal / Takashi Muranaka (hrsg.), Sozialer Schutz für atypisch Beschäftigte, SS.1-6, 2005
- 服部高宏「情報社会における公共性」『岩波 応用倫理学講座 3 情報』岩波書店、145-164 頁、2005 年
- 服部高宏「Pflege の専門職化——ケアの制度構築の一側面」法学論叢 156 巻 5-6 号 282-303 頁、2005 年
- 服部高宏「ドイツにおける『二院制』——連邦制改革をふまえて」比較憲法研究 18-19 号 55-83 頁、2007 年
- 船越資晶「公共性の批判法学・序説」法社会学 68 号 169-175 頁、2008 年
- 前田雅弘「会社法の大改正と証券規制への影響」証券取引法研究会編『近年の証券規制を巡る諸問題』日本証券経済研究所、98-122 頁、2004 年
- 前田雅弘「新株予約権」ジュリスト 1295 号 46-52 頁、2005 年
- 前田雅弘「意思決定権限の分配と定款自治」浅木慎一ほか編『検証会社法』信山社、79-107 頁、2007 年
- 待鳥聡史「大統領的首相論の可能性と限界——比較執政制度論からのアプローチ」法学論叢 158 巻 5-6 号 311-342 頁、2006 年
- 待鳥聡史「共和党優位期の到来と連邦財政」秋元英一・小塩和人編『シリーズ・アメリカ研究の越境 第 3 巻 豊かさや環境』ミネルヴァ書房、157-177 頁、2006 年
- 待鳥聡史『日本の地方政治：二元代表制政府の政策選択』（曾我謙悟・待鳥聡史共著）名古屋大学出版会、2007 年
- 真淵 勝「改訂版 現代行政分析」日本放送出版協会、2007 年
- 真淵 勝（北山俊哉との共同編集）『政界再編時の政策過程』慈学社、2008 年
- 真淵 勝「純粋持株会社の解禁」真淵勝・北山俊哉編『政界再編時の政策過程』慈学社、62-88 頁、2008 年
- 真淵 勝「官僚制の変容——萎縮する官僚」村松岐夫・久米郁男編著『日本政治変動の 30 年』東洋経済、2006 年
- 村中孝史「労働法と自己決定」田中成明編『現代法の展望』109-128 頁、有斐閣、2004 年
- 村中孝史「不当労働行為制度の課題と労組法改正の意義」ジュリスト 1284 号 63-69 頁、2005 年
- 村中孝史「労災保険制度の展開と適用対象」法学論叢 162 巻 1-6 号、40-58 頁
- 毛利 透「『法治国家』から『法の支配』へ——ドイツ憲法裁判の機能変化についての一仮説」法学論叢 156 巻 5-6 号 330-357 頁、2005 年
- 毛利 透「国家の時代の終わり」棚瀬孝雄編『市民社会と責任』有斐閣、63-83 頁、2007 年
- 毛利 透「市民的自由は憲法学の基礎概念か」『講座 憲法 1』岩波書店、3-30 頁、2007 年
- 森本 滋「会社法改正と企業統治のあり方」法曹時報 57 巻 5 号 1-52 頁、2005 年
- 森本 滋「株主平等原則と買収防衛策——ブルドックソース事件を素材として」法曹時報 60 巻 1 号 1-47 頁、2008 年
- 森本 滋「自己株式の取得規制」金融法務事情 1813 号 6-18 頁、2007 年
- 山本克己「信認関係として見た法定訴訟担当」法学論叢 154 巻 4-6 号 236-291 頁、2004 年
- 山本克己「倒産処理手続の開始による債権者地位訴訟の中断・受継」今中利昭先生古稀記念『最新倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題』民事法研究会、356-370 頁、2005 年
- 山本克己「涉外事件における訴訟担当の許容性」谷口安平先生古稀祝賀『現代民事司法の諸相』成文堂、677-695 頁、2005 年
- 山本克己「更生手続における株主の議決権についての一考察」井上治典先生追悼論文集『民事紛争と手続理論の現在』法律文化社、582-597 頁
- 山本敬三「不法行為法学の再検討と新たな展望——権利論の視点から」法学論叢 154 巻 4-6 号 292-350 頁、2004 年
- 山本敬三「契約関係における基本権の侵害と民事救済の可能性」田中成明編『現代法の展望』有斐閣、3-55 頁、2004 年
- YAMAMOTO Keizo “The Role of Private Law in a Constitutional System”, Kyoto Journal of Law and Politics, Vol.1, pp.45-64, 2004
- 山本敬三「民法における公序良俗論の現況と課題」民商法雑誌 133 巻 3 号 1-37 頁、2005 年
- YAMAMOTO Keizo “Die Aufgabe des Privatrechts im Verfassungssystem Einfluss des deutschen Rechts und Neuanatz im japanischen Recht”, Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 70. Geburtstag, C.H.Beck, SS.897-915, 2007
- 横山美夏「請求の相手方と登記」法学論叢 154 巻 4-6 号 351-376 頁、2004 年
- 横山美夏「財産——人と財産の関係から見た信託」NBL 791 号 16-25 頁、2004 年
- 横山美夏「説明義務と専門性」判例タイムズ 1178 号 18-25 頁、2005 年
- 横山美夏「不動産——物権変動に関する「フランス法主義」の再検証」北村一郎編『フランス民法の 200 年』有斐閣、204-231 頁、2006 年

国際会議等の開催状況【公表】

(事業実施期間中に開催した主な国際会議等の開催時期・場所、会議等の名称、参加人数(うち外国人参加者数)、主な招待講演者(3名程度))

- ・平成16年1月31日・2月1日 京大会館210号室
「現代司法における専門家関与と市民参加」 国際シンポジウム (B3班)
参加人数: 40人 (7人)
主な招待講演者: L.デュラン、J.サンダース、J.タウピッツ、他
- ・平成16年2月20日・21日 京都大学百周年時計台記念館国際交流ホール
「西欧型国家体制とアジアの近代化」日韓国際シンポジウム (B1班)
参加人数: 125人 (15人)
主な招待講演者: 廉 載鎭、金 孝全、成 樂寅、他
- ・平成16年10月2日・3日 京都大学百周年時計台記念館百周年記念ホール
「市民社会の生成と法の役割」日韓シンポジウム
参加人数: 40人 (7人)
主な招待講演者: Chulwoo Lee, Hyunah Yang, Chang-Rok Kim、他
- ・平成17年3月20日・21日 芝蘭会館稲森ホール・京都大学時計台記念館国際交流ホール
21世紀の新しい法秩序: 第1部「現代法の変容と法理論」、第2部「生命倫理の新しい法政策」
参加人数: 200人 (5人)
主な招待講演者: L.デ・カストロ、U.バク、D.チャルマーズ、他
- ・平成17年7月2日 芝蘭会館2階山内ホール
「東アジア諸国の憲法と統治機構」日韓シンポジウム (B1班)
参加人数: 40人 (7人)
主な招待講演者: 鄭 宗燮、崔 京玉、黄 承欽、他
- ・平成17年11月27日 京都大学百周年時計台記念館国際交流ホール
「アスベスト訴訟の国際比較」国際シンポジウム (B3班)
参加人数: 100人 (9人)
主な招待講演者: Deborah Hensler, Geraint Howells, Francis McGovern、他
- ・平成18年9月4日~6日 ウィーン大学法学部
「脱工業化社会」(日奥比較法セミナー) 国際シンポジウム (A班・B2班)
参加人数: 35人 (27人)
主な招待講演者: Wolfgang Brodil, Ingrid Getreuer-Kargl, Gudrun Biffl、他
- ・平成19年3月17日~18日 京都大学百周年時計台記念館2階国際交流ホール
「司法の国民的基盤を求めて アメリカの司法制度と司法哲学」 国際シンポジウム (B3班)
参加人数: 133人 (14人)
主な招待講演者: Mark Tushnet, Cornell Clayton, Robert Kagan、他
- ・平成19年9月10日 京都大学百周年時計台記念館国際交流ホール
「行動制御と法秩序形成の課題」(日奥比較法セミナー) 国際ワークショップ (A班・B2班・B3班)
参加人数: 125人 (31人)
主な招待講演者: Margit Schratzenstaller, Heinz Mayer, Michaela Windisch-Grätz、他
- ・平成18年4月15日 京都大学百周年時計台記念館2階国際交流ホール
「EU-日本: 共通の利益」国際シンポジウム (B4班)
参加人数: 150人 (5人)
主な招待講演者: 時野谷 敦、Michael Reiterer, Charit Tingsabadh、他
- ・平成18年12月3日 京都大学文学部第三講義室
「対話フォーラム~ノーベル平和賞受賞者エルバラダイ IAEA 事務局長と語る~『核拡散の危機と国際社会の対応』」国際シンポジウム (B4班)
参加人数: 175人 (5人)
主な招待講演者: モハメド=エル・バラダイ
- ・平成19年9月15日 京都大学時計台百周年記念館会議室
「The Eurocentrism of International Law and Russia: A Civilizational Dialogue with(in) Europe」国際ワークショップ (B4班)
参加人数: 20人 (1人)
主な招待講演者: Lauri Mälksoo
- ・平成19年12月10日~11日 ばるるプラザ京都
「Markets, Democratic States, and Regional Order」国際シンポジウム (B4班)
参加者: 120人 (10人)
主な招待講演者: T.J Pempal, Miles Kahler, William Keech、他
- ・平成20年3月22日(土)・23日(日) 京都大学時計台百周年記念館・国立京都国際会館
「生命倫理基本法の構築 アジアの視点から」国際ワークショップ (B4班)
参加人数: 45人 (9人)
主な招待講演者: カール・シュナイダー、レオナルド・デカストロ、ドナルド・チャルマー、他

2. 教育活動実績【公表】

博士課程等若手研究者の人材育成プログラムなど特色ある教育取組等についての、各取組の対象（選抜するものであればその方法を含む）、実施時期、具体的内容

リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタント

法学研究科に在籍する優秀な学生を研究補助・教育補助スタッフとして採用し、調査研究・教育指導の方法等の修得に資するため、法学研究科教授会決定により、研究科長が利用教員の希望を集約した上でリサーチ・アシスタント（RA。博士後期課程在籍生に限る）又はティーチング・アシスタント（TA）として任用する仕組みを設けている（TAは平成5年の法学研究科教授会決定「ティーチング・アシスタント実施要項」、RAは平成8年の同決定「リサーチ・アシスタント実施要項」に基づく）。

論文公表媒体の確保

法学部・法学研究科の基金から法学会への支援によって、平成18年4月以後、博士後期課程在籍生を中心とする本研究科出身の若手研究者の主要な論文発表媒体となっている毎月刊行の学術誌『法学論叢』の総ページ数の増加を図り、充実した研究成果をできるだけ多くかつ早期に公表できるための措置を講じている。

学位申請予備審査制度

課程博士の早期取得と計画的な研究の遂行を促進するため、平成19年1月18日の法学研究科教授会決定「学位申請予備審査に関する内規」「学位申請予備審査の運用に関する申し合わせ」により、学位申請予備審査の制度が新たに設けられた。そして、これに合格して提出された学位申請論文の審査に合格した8名が、20年3月24日に博士（法学・政治学）の学位を授与された（予備審査合格者は15名。なお、平成20年5月にも予備審査に6名合格している）。

法科大学院教育補助スタッフの採用

学生に対する教育方法の実践的な訓練を行う機会を与えるため、平成17年9月1日の法学研究科教授会決定「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」により、複数の教員が教育指導能力を審査した上で、博士後期課程在籍生を法科大学院の教育補助スタッフとして採用する制度を設けている。これを通して、法律基本科目（基礎科目・基幹科目）の授業内容や学習内容に関する法科大学院学生からの質問に対して助言や指導を与える職務に従事させている。

特定助教・研究員の採用

大学の各種就業規則に則って若手研究者等の人材の育成に貢献するため、平成19年5月31日の法学研究科教授会決定「特定助教に関する内規」「研究員に関する内規」により、複数の審査委員又は研究員雇用計画委員会による選考を経て、特定の研究プロジェクトにより特定教員として雇用する助教及び研究員を採用する制度が新たに設けられた。これに基づいて、学術創成研究費（平成19年度～23年度）の対象となった「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成 自由と共同性の法システム」プログラムにより、特定助教1名、研究員7名が採用されている。

COE研究員・若手研究者の採用

本プログラムの発足後から、博士号取得者又は取得見込者を一般公募の対象とし、関係教員による予備審査（審査要領に基づく）とCOE正副リーダー・法学研究科長・各班リーダーからなる選考委員会を経てCOE研究員を雇用する制度（他大学出身者を含む）、法学研究科の要項に準ずる形で研究科内公募を行い、同じく選考委員会による審査を経て博士後期課程在籍生をリサーチ・アシスタント（RA）として採用する制度、及び全学的指針により自主的研究活動経費を支援する制度が設けられた。これに基づき、5年間で、COE研究員を延べ18名、自主的研究活動経費受給者（若手研究者）を延べ33名、リサーチ・アシスタント（RA）を25名採用するとともに、研究成果を確認し研究活動を支援するための研究成果報告会を開催した（COE研究員は毎年9月、若手研究者は同じく2月）。

社会人・外国人のための特別選考制度

専門職学位課程を修了した弁護士等の高度専門職従事者について、その実務経験を生かした博士後期課程での研究活動を推進するため、論文審査と口頭試問を基本とする特別選考方式による編入学制度を整備する（平成17年6月23日研究科教授会決定）とともに、外国の大学で修士学位を取得し、日本での研究の深化を希望する者について、その活動を推進するため、筆記試験と口頭試問を基本とする博士後期課程外国人特別選抜制度を設けている（平成19年7月12日研究科教授会決定）。

21世紀COEプログラム委員会における事後評価結果

(総括評価)

設定された目的はある程度達成された

(コメント)

拠点形成計画全体については、ニュースレターやシンポジウムの実績から計画は多様な形で遂行され、国際的研究中心の役割を果たしたことは窺われるものの、設定課題にある「統合」ないし「総合」の面で成果に乏しく、「21世紀社会が秩序形成にもたらす変容」の解明結果も顕著ではないため、世界最高水準の拠点形成に関する目的達成度は低いと言わざるを得ない。また、中間評価については、相当の対応がなされているが、結果に顕著につながらなかったと見受けられる。

人材育成面については、研究会やシンポジウムの開催は若手研究者の研究環境を向上させ、また、法科大学院と拠点活動との関連付けも評価できる。学位申請予備審査制度は学位授与数の増加につながり、COE研究員の業績公表や就職先確保も順調に進められたようである。

研究活動面については、添付論文による限り、拠点名が示唆する、世紀を画する新たな法秩序形成モデルに関する探究に精力的に取り組んだという迫力は感じられない。特色として謳われた「東アジア的秩序形成の特色」の解明についても明らかでない。掲げた諸テーマへの「関心が著しく高まった」とあるが、それらに関する統括的な分析は未達成の感を免れない。添付各論稿は、現代の諸現象を追うものとして、モノグラフとして価値あるものと見られるが、拠点の研究成果を代表するものとしての印象は薄く、拠点の気宇広大な構図に適う立言は見られず、新たなものの創生を語るには至らない。

担当者相互の連携等については、各担当者が研究成果を豊富に出していることが読み取れる反面で、拠点の共同課題への注力、および拠点リーダーシップの強化を含めて、かねて出されていた懸念を払拭するものとは言えない。当初謳われていた「法学と政治学の総合化」というものも、研究成果としては明確になっていない。

国内外への情報発信については、添付された資料によって見る限り、拠点の研究成果を欧文で国外に発信する努力で見劣りがする。事業結果報告書に英文ジャーナル刊行について言及があるが、残念なことに内容が不明である。

補助事業終了後の持続的な展開については、事業結果報告書に、「課題が浮上し、学術創成研究プロジェクトの採用へと繋がった」とまとめられている。ただし、同プロジェクトは、人材育成面で本拠点を継承しようとは言えようが、全体としては未知数であり、有機的連携の問題点から見ても、今後の展開には危惧なしとしない。

21世紀COEプログラム平成15年度採択拠点事後評価
 評価結果に対する意見申立て及び対応について

意見申立ての内容	意見申立てに対する対応
<p>【申立て箇所】 国内外への情報発信については、拠点の研究成果を欧文で国外に発信する努力は十分とは言えず、事業結果報告書に言及されている英文ジャーナル刊行については、その内容は不明である。</p> <p>【意見及び理由】 欧文論考・報告は相応に公表され、英文ジャーナルは計7号刊行して30本を超える論考を掲載している。上記評価は、これらを確認してなされたものか。また、その内容に対する評価としてなされたものか。もし確認したとするなら、その判断根拠を示されたい。他方、確認なき判断なら「国外に発信する努力は十分とは言え」ない、刊行について「内容は不明」とするのは不見識である。資料の追加を求めればよく（そのため全号を保管している）、これら英文論考を参酌した判断を示されたい。</p>	<p>【対応】 以下の通り修正する。 国内外への情報発信については、添付された資料によって見る限り、拠点の研究成果を欧文で国外に発信する努力で見劣りがする。事業結果報告書に英文ジャーナル刊行について言及があるが、残念なことに内容が不明である。</p> <p>【理由】 評価は拠点が自ら選んで提出した添付資料によっていることから、国内外への情報発信については、添付された資料によって見る限り、拠点の研究成果を欧文で国外に発信する努力で見劣りがすること、また事業結果報告書に英文ジャーナル刊行について言及があるが、残念なことに内容が不明であることを述べたものであり、申立てを踏まえ、その趣旨が明確になるように修正した。</p>